

第9章 立入検査又は街頭検査

9-1 適用

この章の規定は、法第100条第2項の規定による立入検査又は街頭検査に係る審査を行う場合に適用する。

9-2 審査項目等

(1) 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らした必要な審査項目は、地方事務所の長、地方検査部の長又は本部検査部の長が定める。

この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には第7章の規定、その他の場合には第8章の規定を適用するほか、別添6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。

(2) 次に掲げる自動車を審査する場合には、保安基準、細目告示及び適用関係告示における当該自動車に適用される基準を確認した後に審査すること。

- ① 小型特殊自動車
- ② 二輪の軽自動車
- ③ カタピラ及びびそりを有する軽自動車
- ④ 被牽引自動車である軽自動車（①又は②の自動車により牽引されるものに限る。）

第10章 臨時検査

10-1 適用

この章の規定は、法第63条第2項の規定による臨時検査に係る審査を行う場合に適用する。

10-2 審査項目等

臨時検査における審査の実施方法については、その都度、理事長が定める。

第11章 雑則

11-1 業務量統計システム

業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添16「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

附則（平成28年4月1日規程第2号）

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. 自動車検査独立行政法人審査事務規程（平成14年7月1日規程第11号）は、廃止する。
3. 様式7による自動車検査票1は、この規程の施行の日以後、当分の間、前項の規定による廃止前の自動車検査独立行政法人審査事務規程（以下「旧規程」という。）様式8による自動車検査票1とすることができる。
4. 別添2「新規検査等提出書面審査要領」の第1号様式及び第7号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の第1号様式及び第5号様式とすることができる。
5. 別添3「並行輸入自動車審査要領」の第8号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の第8号様式とすることができる。
6. 別添4「改造自動車審査要領」の第1号様式、第5号様式及び第6号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添4「改造自動車審査要領」の第1号様式、第5号様式及び第6号様式とすることができる。
7. 3.～6.において、様式中「自動車検査独立行政法人」とあるのは、「独立行政法人自動車技術総合機構」と

読み替えるものとする。

8. 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16 の規定は適用しないことができる。
 なお、「平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 23 年 3 月 31 日において特種用途自動車として使用の過程にある自動車
 - ② 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車
9. 平成 23 年 12 月 31 日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であって、当該通知書等の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書等の写しの提示により審査することができる。
10. 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17 の規定は適用しないことができる。
 なお、「平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 26 年 9 月 30 日において貨物自動車として使用の過程にある自動車
 - ② 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車
11. 平成 27 年 3 月 31 日以前に改造された自動車については、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 の規定にかかわらず、旧規程の平成 26 年 3 月 6 日付け規程第 5 号による改正前の別添 1「改造自動車審査要領」別表 1 の規定によることができる。
12. 平成 27 年 5 月 1 日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であって、平成 27 年 4 月 30 日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13 の規定は適用しないことができる。

附則（平成 28 年 6 月 30 日規程第 52 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

ただし、別添 3「並行輸入自動車審査要領」5. 及び 7. の規定については、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 7 月 29 日規程第 56 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 7 日規程第 66 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 21 日規程第 67 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 28 日規程第 70 号）

この規程は、共通構造部型式指定自動車については平成 28 年 11 月 1 日から、共通構造部型式指定自動車以外の自動車については平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 12 月 22 日規程第 75 号）

1. この規程は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

ただし、1-3 中「審査時車両状態」の②③の規定については、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

2. 様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 とすることができる。

附則（平成 29 年 2 月 9 日規程第 87 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 30 日規程第 91 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 4 日規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 4 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 28 日規程第 3 号）

1. この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
2. 平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 4 月 28 日付け規程第 3 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。

附則（平成 29 年 6 月 22 日規程第 4 号）

1. この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。
2. 平成 29 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、4-20 の規定は適用しないことができる。
3. 平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車であって、平成 29 年 10 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-20 の規定は適用しないことができる。
なお、「平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 29 年 9 月 30 日において使用の過程にある自動車
 - ② 平成 29 年 9 月 30 日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 29 年 9 月 30 日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

附則（平成 29 年 6 月 29 日規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 10 月 10 日規程第 18 号）

1. この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。
2. 平成 29 年 12 月 31 日以前に審査する自動車については、7-6-1（3）の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の 7-6-1（3）の規定によることができる。
3. 平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。
4. 平成 29 年 12 月 31 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。

附則（平成 29 年 11 月 22 日規程第 19 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附則（平成 30 年 1 月 31 日規程第 25 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附則（平成 30 年 2 月 9 日規程第 29 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 10 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 30 日規程第 58 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式 7 による自動車検査票 1 については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 7 による自動車検査票 1 とすることができる。

附則（平成 30 年 7 月 19 日規程第 3 号）

1. この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。
2. 平成 30 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式にかかわらず、平成 30 年 7 月 19 日付け規程第 3 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式とすることができる。

附則（平成 30 年 10 月 16 日規程第 6 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

附則（平成 31 年 2 月 15 日規程第 16 号）

この規程は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

附則（平成 31 年 2 月 28 日規程第 17 号）

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 31 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、7-62、7-63、8-62 及び 8-63 の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の 7-62、7-63、8-62 及び 8-63 の規定によることができる。
3. 平成 31 年 9 月 30 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。

附則（平成 31 年 4 月 15 日規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 10 日規程第 30 号）

1. この規程は、令和元年 5 月 10 日から施行する。
2. 別添 2、別添 3 及び別添 4 に規定する届出書の様式について、届出者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正の印又は署名がなされていない場合であっても、受理することができるものとし、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、当分の間、訂正をせずに用いることができる。
3. 令和元年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、令和元年 5 月 10 日付け規程第 30 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式とすることができる。